

ニュースポーツ用具貸出要領

制定 令和元年10月9日

第1条 目的

- 1 この要領は、清瀬市民が多様なスポーツを楽しむように、清瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有するスポーツ用具の貸出方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 対象

- 1 貸出を受けることができるのは、清瀬市民又は、清瀬市民が半数以上を占める団体とする。ただし、教育委員会が認める場合にはこの限りではない。

第3条 貸出用具

- 1 貸出用具は、教育委員会が所有するスポーツ用具で、別に定めるものとする。

第4条 申込み方法

- 1 貸出を希望する者は、ニュースポーツ用具貸出申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を生涯学習スポーツ課に提出し、申請を行う。
- 2 申請書の受付期間は、貸出希望日の6か月前から7日前までとする。

第5条 使用の不承認

- 1 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出用具の使用を承認しない。
 - (1) 営利を目的とする利用と認められる場合
 - (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合
 - (3) 政治的活動のための利用と認められる場合
 - (4) その他、教育委員会が不適當と認める場合

第6条 使用権の譲渡等の禁止

- 1 使用者は、使用権の権利を譲渡・転貸してはならない。

第7条 貸出承認の取り消し

- 1 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。
 - (1) この要領に違反した場合
 - (2) 故障により使用することができなくなった場合
 - (3) 災害やその他の事故により、使用することができなくなった場合
 - (4) その他、教育委員会が不適當と認める場合
- 2 前号の規定により、使用者が承認を取り消されたことによって生じた損害について、教育委員会はその責任を負わない。

第8条 貸出期間

- 1 貸出期間は、貸し出してから返却するまで原則2週間以内とする。
- 2 延長して貸し出しを希望する場合は、その後に予約が入っていない場合に限り、1週間単位で延長することができる。

第9条 貸出料金

- 1 貸出料金は無料とする。

第10条 使用者の義務

- 1 使用者は、貸出用具を適正に使用・保管し、返却する際は貸出時の状態で返却しなければならない。貸出用具を使用中、破損等が発生した際は、直ちに生涯学習スポーツ課に報告をしなければならない。
- 2 貸出用具を損傷、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額・又は免除することができる。

第11条 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和元年10月10日より施行する。